

大麻規制の見直し



参議院議員・薬剤師 神谷政幸

厚生労働省の大麻規制検討小委員会では、大麻規制のあり方について検討が行われ、昨年9月に議論のとりまとめが公表されました。厚生労働省では、このとりまとめをもとに大麻取締法等の改正に向けて検討されています。今通常国会に改正法案が提出されるか検討中とのことですが、規制見直しの概要をお伝えしたいと思います。

規制見直しの背景として、近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加（令和3年の検挙人員数を平成25年と比較すると、薬物事犯全体の検挙人員の1.1倍に対し、大麻は3.6倍）、諸外国における大麻由来医薬品の医療用途への活用等が指摘されています。

現行の大麻取締法（昭和23年制定）は成分規制ではなく部位規制であり、所持に対する罰則は規定されていますが使用に対する罰則がありません。また、大麻所持で検挙された者の多くが、大麻の使用罪がないことを認識した上で使用しているとのこと。このため、大麻の使用についても禁止規定と罰則を設けるとともに、THC等の有害成分を規制するための規定を整備するという方向だそうです。

また、諸外国では大麻草から製造された医薬品が難治性てんかんの治療薬として承認され、既存の治療薬に抵抗性を示す患者に対し、長期に発作頻度を低下させることで、患者や家族のQOLの向上に貢献していることから、我が国でもそのような医薬品の施用を可能とするための規定を整備する方向だそうです。

私も地元高校の学校薬剤師として、薬物乱用防止に関する講義を行ったことがあり、大麻の有害性やゲートウェイドラッグとなる危険性等についても触れたことがあります。大麻の乱用防止、医薬品としての適正な活用のための法改正が速やかになされるよう期待しています。